

嵐山町関越自動車道インターチェンジ周辺地域の乱開発抑止基本方針

令和2年3月26日嵐山町長決裁

1 背景・目的

関越自動車道嵐山小川インターチェンジ周辺には町民の貴重な財産である豊かな自然環境、田園風景が広がっており、武蔵野の原風景ともいえる地域を形成している。

このような中、圏央道の4車線化及び整備により高速道路ネットワークが充実し、インターチェンジ周辺では開発ポテンシャルが一層高まることが予想されている。

しかしながら、一方ではインターチェンジ周辺に資材置場や残土置場などの乱立、いわゆる乱開発という好ましくない土地利用の出現が懸念されている。

そこで、嵐山町は乱開発抑止に向けた取り組みを行い、緑豊かで美しい環境を地域の財産として次世代に引き継ぐため、当町が取り組むべき総合的な乱開発抑止対策の指針として、この基本方針を策定する。

2 対象地域・対象行為

この基本方針は、嵐山町内において、関越自動車道嵐山小川インターチェンジ（以下、「嵐山小川IC」という。）から概ね1.5kmの範囲内を基本に重点的に乱開発を抑止する対象地域（重点抑止エリア）として定める。

なお、対象地域は別表のとおりとする。

3 現状・課題

対象地域は、田園風景が広がる豊かな自然環境に恵まれた地域であるが、虫食いの乱開発がなされることが懸念されており、地域の景観に配慮した秩序ある開発を行うことが課題となっている。

4 抑止の目標

別表のとおり、重点抑止エリアを定め関係法令等の違反施設・行為の監視活動を主体に行う。

5 乱開発抑止策の実施方法

（1）関係法令の運用方針

下記の法律・条令等を厳格に運用し、監視を強化する。

- ① 農業振興地域の整備に関する法律
- ② 農地法
- ③ 景観法・埼玉県景観条例・埼玉県景観計画
- ④ 埼玉県屋外広告物条例
- ⑤ 都市計画法

- ⑥ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ⑦ 嵐山町環境保全条例
- ⑧ 嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例

(2) 啓発活動の実施

- ① 町広報誌及びホームページなどで重点抑止エリア内等での乱開発抑止を周知する。(担当課：企業支援課・農業委員会)

(3) 監視活動の実施

- ① 重点抑止エリア一斉パトロールの実施（年1回、11月頃）

町関係課（環境課、農政課、企業支援課、まちづくり整備課、農業委員会）は、重点抑止エリアの一斉パトロールを行い、乱開発抑止に向けた活動を広くPRする。

- ② 重点パトロールの実施

- ・農地の巡回パトロール（担当課：農業委員会）

違反転用の未然防止や早期発見に向けて、随時、巡回パトロールを行う。

- ・不法盛土等巡回パトロール（担当課：環境課・農業委員会）

不法盛土等の未然防止や早期発見に向けて、随時、巡回パトロールを実施する。

- ・景観形成の巡回パトロール（担当課：まちづくり整備課）

「勧告基準」や「変更命令基準」に該当する行為や無届出の行為がされないよう、随時、巡回パトロールを実施する。

- ・屋外広告物の巡回パトロール（担当課：まちづくり整備課）

条例違反の未然防止や早期発見に向けて、随時、巡回パトロールを実施する。

- ・違反開発の巡回パトロール（担当課：まちづくり整備課）

違反開発の未然防止や早期発見に向けて、随時、巡回パトロールを実施する。

- ・不法投棄の巡回パトロール（担当課：環境課）

不法投棄の未然防止や早期発見に向けて、随時、巡回パトロールを実施する。

別表 嵐山町乱開発抑止重点抑止エリア

嵐山小川IC周辺地区

重点抑止エリア		対象行為
地域	地域の範囲	
嵐山町大字志賀、吉田、勝田、越畑、広野及び杉山の各一部	別紙図面のとおり	関係法令等の違反施設・行為